

広報ましけ 8月号

2015 No.1266

水遊びはたのしいね！

平成27年度

教育行政執行方針 …… 2～7 P

〈特集〉空き家問題を考える …… 10～11 P

まちの話題～陸上記録会結果など～ …… 12～13 P

災害が起きたときは …… 18 P

あっぷる保育所のみんなが「親子あそびの広場」で水遊びをしました。熱中症に気をつけて、夏を楽しみましょう！

平	成	27	年	度
教	育	行	政	執
育	行	政	執	行
方	針			

平成27年第2回定例議会において、佐藤敏治教育長から平成27年度教育行政執行方針が示されましたので全文を掲載いたします。

「生きる力」を

育む学校教育

「まちづくり」へ

つながる地域学習

家庭教育は

「教育の原点」



はじめに

平成27年度における増毛町教育行政の執行にかかる主要な方針について申し上げます。議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今日、少子高齢化や核家族化によるライフスタイルの変化、また、

情報化やグローバル化による価値観の多様化などにより、教育環境への影響も大きく、行政が取り組むべき教育課題も多岐にわたります。その期待はますます大きなものとなっております。

このような環境の中、教育力の向上には、学校・家庭・地域の連携が重要であり、学校においては、子どもたちの発達段階に応じて、体系的かつ組織的な教育によって、知・徳・体の調和のとれた能力の伸張を図ることが必要であります。

また、家庭においては、すべての教育の出発点として、豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人への思いやり、善悪の判断やマナー、自制心や自立心を養うことが役割であると考えます。

地域においては、大人と子どもとのふれあいや、町が有する自然、文化、スポーツ、歴史などを背景とする様々な体験の機会を提供することによって、社会性や規範意識、創造性豊かな人間性を養うことなどが役割であります。

そして、それぞれが、その役割と責任を十分に認識し、相互に連携・協力して取り組むことが重要であります。

このような考えに基づきまして、学校教育では、「生きる力」を育むという大きな理念のもと、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、これらを活用する力の育成、さらには学習意欲の向上や正しい生活習慣の確立をめざします。

また、家庭教育においては、家族のコミュニケーションを基に、子どもとの人間形成の土台を造るため、親として果たすべき普遍的な役割と責任をしっかりと自覚することが最も重要であります。

地域教育においては、子どもから大人まで、すべての人がいつでも自由に学習・スポーツ等の機会を選択し、地域のつながりの中で「心の豊かさ」と「生きがい」を実感できるように地域学習の充実を図ってまいります。

また、効果的な教育行政の推進と、町民への説明責任を果たすため、毎年実施しております「教育委員会事務事業の点検評価」によって、教育施策の効果的な検証と改善を図りながら、教育行政の着実な推進に努めてまいります。

以下、学校教育、及び、地域学習における主な施策について申し上げます。

学校教育

教育の充実

本

町の次代を担う児童生徒一人ひとりが、社会の形成に参画していく人材として成長するには、自らが課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、夢や希望の実現に向かって困難を切り拓く「活きる力」を育むことが肝要であります。

そのためには、学校において基礎的・基本的な知識と学力を身につけ、これらを活用し、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を身につけることができるよう努めてまいります。

また、教育活動や学校運営につきましては、積極的に情報提供に努め、地域や関係機関との連携を深めながら、信頼される学校づくりをめざします。

このことを踏まえ、増毛町の学校教育の重点目標は次のとおりとします。

1) 自ら学び、考える力を育てる学習指導の充実と、豊かな思考力や表現力の育成

2) 地域の自然・文化に触れ、

豊かな体験をととした「ふるさと学習」の充実

3) 自己を問い、自ら律する心と、他を思いやる心を育てる道徳教育の充実

4) 生命の尊さを自覚し、自ら心身を鍛え育てる健康と安全指導の充実

5) 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導、必要な支援を行う特別支援教育の充実

次に、主な取り組みについて申し上げます。

学

力の育成については、新たに理科教科が加えられた全国学力・学習状況調査や、チャレンジテストなどの結果を踏まえ、学校ごとに学力向上に向けた取り組みを行っておりますが、家庭での学習習慣の定着が大切であり、保護者の理解をいただきながら、確かな学力向上をめざします。

また、児童生徒の学習効果を高めるため、新たに学習支援員設置要綱を定め、今年度は増毛小学校

に学習支援員1名を配置します。



道

徳教育は、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、いじめの未然防止にもつながる心の教育を充実させるためにも大変重要であります。

近年、他人を思いやる心や、善悪の判断などの規範意識の低下が指摘されておりますが、教育活動全般をとおして、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度を養うとともに、家庭や地域の協力を得ながら、ボランティア活動や職場体験活動、自然体験活動などの豊かな体験をとおして、子どもたちの道徳性の育成を図ります。



英

語教育につきましては、小学校では外国語活動が必修化となり、中学校では英語の授業時数が増えたことに伴い、外国語指導助手(ALT)を配置しており、今年度も小中学校を巡回し、英語指導の充実を図るとともに、児童生徒の学ぶ意欲の高揚や、国際理解教育の一端を担うよう努めてまいります。

また、今年度、増毛中学校では、「北海道道徳教育推進校」の指定を受け、創意工夫を生かした道徳教育の実践研究を行い、成果の普及に努めます。

特

別支援教育につきましては、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するため、保護者との連携を深めながら適切な指導を行います。

また、特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、在籍する学校に特別支援教育支援員を配置して学習・生活支援に努めてまいります。

特別支援教育担当教員は、専門的な知識と経験が極めて重要であり、知識と指導力の向上のため、関係機関との情報交換や積極的な研修参加を促します。

子

子どもたちの健全な身体づくりの基本は、バランスの良い栄養摂取でありますが、朝食の欠食や偏食など、家庭での食生活の乱れが見られるところであり、児童生徒や保護者に対し、食に関する知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう食育の指導を行ってまいります。

また、学校給食では、調理施設

の安全管理を徹底し、自然に恵まれた本町の食材を積極的に取り入れ、栄養バランスに配慮した美味しい給食の提供に努めてまいります。

い

じめ・不登校については、些細な兆候であっても敏感に受け止め、学校全体での見守りとアンケート調査等の実施により、早期発見と早期解決に向け、保護者との情報の共有と相互理解を図りながら、継続的な指導を行ってまいります。

また、いじめや不登校への対策として、学校教育活動支援員を増毛中学校に配置し、未然防止、児童生徒へのカウンセリング、教職員への助言・支援、保護者への相談支援などを行います。

読

書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、生きる力を身につけていく上で欠くことができないものであり、

「増毛町子ども読書推進活動計画」に基づき、読書への関心を高める学校図書蔵書充実、朝読書の実施、また、元陣屋図書室との

連携のなかで出前図書、読み聞かせなどの活動を行い、読書習慣の育成に努めます。

防

防災策につきましては、各学校での防災計画に基づき、児童生徒が災害に対する知識や判断を身につけ、火災・地震等の避難訓練をとおして、自分の生命を安全に保つための方法を知り、不測の事態に対し、迅速・的確に行動ができるよう指導してまいります。



保

護者の負担軽減として、経済的理由による教育機会の不均等が損なわれないよう、入学児童へのランドセルの寄贈、

教材費の助成、傷害保険掛金の負担、スキー授業の援助、中体連参加費用の助成などを行っておりますが、今年度から新たに、幼稚園保育料の独自軽減、中学校入学時費用の助成、高校通学費等助成の補助率のアップ、中学生の修学旅行時の増毛産食材を使用したテールマナー講習の支援などの保護者負担軽減施策の拡充を図ります。

今

年度の各学校の環境整備の主なものは、増毛小学校では駐車場の拡張工事と、年次計画で実施しております教室への網戸の新設、増毛中学校では生徒用の机・イスを順次更新してまいります。

また、ICTを活用した授業の推進に向け、増毛小学校、増毛中学校の校内無線LAN整備を進めてまいります。

昨

年度、別荘小学校、阿分小学校が閉校となり、今年度末で舎熊小学校も閉校となりますが、増毛小学校への統合に向け、子どもたちが安心して新しい学校生活に望めるよう、計画的な交流授業や活動を行います。

教

育活動の成果は、教員の資質能力に負うことが極めて大きく、子どもたちの将来に大きな影響力を持つていることを自覚し、心豊かな人間性を高め、教えるプロとしての専門的・実践的指導力の向上に努めてまいります。

また、教職員は保護者のみならず、地域からも信頼され「町民から顔の見える学校の先生」として、町内の各種行事、イベントなどへの積極的な参加を促します。



幼

幼稚園教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことが教育の基本であり、幼稚園教育要領に基づき、幼稚園生活の全体

をとおして、幼児一人ひとりの特性に応じ、発達の課題に即した教育指導の充実に努めてまいります。また、各家庭との連携を図り、保護者の幼児期の教育に関する理解を深めてもらい、保護者が幼稚園と共に幼児を育てるという意識を高めてまいります。

地域学習

生涯学習の推進

地域社会への学習活動は、町民の皆さんの主体性や自主性を尊重しつつ、生きがいと心ゆとりのある生活を過ごせるように、様々な学習機会と情報の提供に努め、「人づくり」から「まちづくり」へつながる生涯学習の推進と環境づくりを図ってまいります。

地

幼

児教育は、昨年度まで、元陣屋の「お話しの部屋」や「プレイスペース」を活用して、絵本の読み聞かせやお絵かき体験、工作などのワークショップを行ってまいりましたが、今年度から統合して「おはなしポトフ・セレクション」として毎月定期的を実施する

ことといたしました。

また、乳幼児健診時には、図書司書が絵本の読み聞かせや、幼児用図書の閲覧・貸し出しを行う「おはなしポトフ・プチ」などの事業を実施し、親子が図書をおしてふれあいを深め、心身ともに健全な発達を促す幼児の学習活動を推進してまいります。



少

年教育では、「青少年健全育成推進協議会」、「子ども会育成員連絡協議会」などとの共催で「少年の主張大会」、「こだらっぺ王国祭」、「ジュニアリーダー研修」を実施し、ふるさとの

自然や歴史、文化に親しむ健康でたくましく生きる少年の育成を推進してまいります。

また、主催事業として、子どもたちの発達段階での団体行動をとおして、社会性を養うため「キッズ体験会」、「なんでも体験隊」、「中学生の国内研修」などの様々な体験活動の機会を提供する事業を継続して実施いたします。

「少年少女発明クラブ」では、創意工夫活動をとおして、モノづくりの楽しさと科学的な考え方を養い、創作性豊かな子どもの育成をめざしております。

青

年教育は、近年、社会環境の変化、趣味の多様化などにより、連帯意識や積極的な社会活動への参加意識などが薄れており懸念されるところですが、継続的な仲間づくり活動の支援や、交流の場の提供をとおして、青年活動の活性化と青年リーダーの育成に努めます。

女

性教育では、毎月行われる「さくらコミュニケーション学級」の計画的な学習機会の提供をとおして、女性のコミュニティづくりを推進してまいります。

また、「地域女性団体連絡会」、「女性4団体の会」への積極的な支援を行い、生活に根ざした地域で活躍する女性のリーダー養成と団体活動の活性化を図ります。

成

人教育では、本年度も、学校とPTAが連携した家庭教育学級事業への助成をとおして、家庭教育意識の向上に取り組んでまいります。

家

庭の教育は、すべての教育の原点であり、保護者は子の教育について第一義的責任を有するものでありますが、近年、親の道徳観の欠如、過保護や過干渉、教育への無関心など、家庭での「しつけ」の低下が続いております。

このような状況を改善するために、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子どもが心身の調和のとれた発達を図れるよう、保護者に対する学習機会の提供や、子どもとのふれあいの習慣化など、家庭教育

を支援するために必要な施策を講ずるよう努めてまいります。

高

高齢者教育では、計画的な学習による生きがいづくりを目的に開設されている「暑寒大学」において、学習会、講演会、施設見学などの様々な定期的な学習活動により、豊かな経験と知識を生かした地域づくり活動の促進を図ってまいります。

また、社会福祉協議会との連携を図り、幼稚園児と保護者との三世代交流事業や、ふれあい広場への協力、葬苑清掃などのボランティア活動を含めた地域づくりに参画する機会の拡充に努めます。



芸術文化の振興

芸

術文化は、人々の創造性や感性を育み、豊かな心と生活に潤いをもたらすものであり、芸術文化に接する機会の充実を図るため、今年度も継続して各種の推進事業を展開してまいります。

また、文化活動の活性化の中核となる「文化協会(加盟27団体)」との連携を密にしなが、町民の皆さんが豊かな心を育むことができよう、地域の文化活動の支援と育成、普及に努めてまいります。



今年度は、昨年度に引き続き「地域の文化創造推進事業」とし

て、元陣屋を会場に「フジワラトシカズ紙芝居公演」、「あべ弘士絵本ワークショップ」、「元陣屋まつり」を開催し、旧商家丸一本間家では「ミニ縁日」、「能登谷安紀子バイオリンコンサート」、「福島の民話語り」の事業を開催いたします。

「増毛の民話伝承会」が行っております、増毛の民話影絵紙芝居の公演は、平成23年度から述べ53回の公演を行い、2,000人以上の方に鑑賞していただいております、町内外でたいへん好評を得ております。

今年度も、幼稚園、保育所、小学校、自治会、福祉施設などの町内での公演はもとより、町外からも公演依頼があり継続して支援してまいります。

子どもたちが舞台芸術に親しみ、豊かな情操を養うことを目的に、日常鑑賞することの少ない舞台芸術鑑賞事業を毎年実施しており、今年度は、中学生を対象とした「ゴスペル」音楽のコンサートを開催いたします。

平成25年度から、父母と幼児を対象とした親子英会話教室を開催しておりますが、多くの参加者が親子で英会話を楽しんでおり、今年度も引き続き本町のALTを講師として実施いたします。

文化振興の拠点施設であります総合交流施設「元陣屋」においては、特に、子どもの図書に関する事業に力を入れ、親子の憩いの場としての幅広い活用を図り、利用者の拡充に積極的に取り組んでまいります。

旧商家丸一本間家では、4月24日から11月4日までの開館期間をとおして、重要文化財にさらに親しんでいただけるようなイベントや事業を企画するとともに、町の観光施設としての側面も踏まえながら、さらなる施設の有効利用と入館者の増加をめざします。

スポーツの振興

ス

ポーツは、達成感や爽快感、健康づくりなど、健全な心身の発達を促し、人生に充実感を

与えるものであり、子どもから高齢者まで、誰もが身近にスポーツに親しみ、参加できる環境づくりを進めてまいります。

また、スポーツ活動の活性化の中核となる「体育協会（加盟11団体）」「スポーツ少年団本部（加盟6団体）」との連携を図りながら、各団体のスポーツ活動の普及と育成活動の支援に努めてまいります。



「アップルコース全町マラソン大会」は、今年で40回目の記念大会となります。

近年は、多くの小中学生の参加を得て町民に定着した大会となつ

ておりますが、大人の参加者が少ない状況にありますので、今年の記念大会は、関係団体、職場などへの周知依頼を図り、多くの町民が参加していただけるよう取り組んでまいります。

スポーツ推進委員が中心となり、「健康づくりウォークラリー」、「コーフボール講習会」など、軽スポーツの普及事業に取り組み、今年度も多くの皆さんがスポーツに親しんでもらえる事業を実施いたします。

また、「体力テスト会」の開催により、個人の適性や健康状態を再確認し、それぞれに応じて楽しめるスポーツの普及を図ります。

スポーツ団体へ委託・助成しております「リトルカップサッカー大会」、「フレンドリーカップ少年野球大会」、「サーモン杯ミニバレーボール大会」、「暑寒別岳ジャイアントスラローム大会」は、全道各地から増毛町へ大勢の方が来ていただいている町の主要スポーツイベントであり、ますますの充実が図られるよう支援いたします。

多くの町民の皆さんに利用され

ております、体育館、パークゴルフ場、温水プール、町民グラウンドなどのスポーツ施設につきましては、経年変化の影響が出ている施設もありますが、適宜補修等の維持整備を図りながら環境の充実に努めてまいります。

また、一昨年、人工芝への改修を行った屋内グラウンドは、安心・安全な環境整備が図られ、団体利用だけではなく個人の利用も可能となっております。特に冬期間のウォーキング等の利用促進を図ります。

むすび

以上、平成27年度の教育行政執行方針について申し上げます。増毛町の教育の基本目標は、「生き活きと学び、心豊かな人と文化を育むまちづくり」であります。

この教育の使命を自覚し、増毛町の教育振興と活力ある地域づくりに向けて、全力で取り組んでまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

■人件費の状況（普通会計）

年 度		平成26年度
歳出総額	(A)	4,785,092千円
人件費	(B)	1,082,101千円
人件費率	(B)／(A)	22.6%
人件費のうち職員給与	(C)	712,414千円
職員給与比率	(C)／(A)	14.9%

(注) 人件費には、議会議員や非常勤特別職の報酬、町長など特別職の給与、職員の給与及び共済費などが含まれます。

増毛町職員の給与と職員数

町民の皆さまに役場庁舎、消防署、文化センター、医療・福祉施設などで働く町職員の給与と職員数の概要についてお知らせします。

■一般行政職の平均給料月額と平均年齢

(平成26年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
増毛町	315,341円	43.4歳
国	335,000円	43.5歳

■一般行政職の初任給等

(平成27年4月1日現在)

区 分		初任給額	3年目給料額
大学卒	増毛町	174,200円	186,100円
	国	174,200円	186,100円
高校卒	増毛町	142,100円	150,500円
	国	142,100円	150,500円

■部門別職員数の推移（平成27年4月1日現在 単位:人）



区 分	職 員 数			対前年増減		
	H25	H26	H27	H25	H26	H27
一般行政	91	91	93	△4	0	2
教 育	11	11	12	0	0	1
消 防	19	19	19	1	0	0
公営企業	22	22	21	△1	0	△1
計	143	143	145	△4	0	2

■年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在 単位:人）

区 分	職員数	区 分	職員数	区 分	職員数
20歳未満	2	32～35歳	7	48～51歳	12
20～23歳	13	36～39歳	17	52～55歳	18
24～27歳	9	40～43歳	26	56～59歳	18
28～31歳	6	44～47歳	9	60歳以上	8
合 計					145

■職員の主な手当の状況

(平成27年4月1日現在)

○扶養手当(毎月)

配偶者 13,000円
 扶養親族1人につき 6,500円
 配偶者のいない扶養親族1人目 11,000円
 15~22歳の子1人につき 5,000円加算

○住居手当(毎月)

貸家・貸間に居住している場合、家賃の額に応じ27,000円を限度に支給

○通勤手当

【交通機関利用者】(3ヵ月毎)
 月額運賃相当額(55,000円限度)を支給

【自家用車等利用者】(毎月)
 距離に応じ2,000円~31,600円

○寒冷地手当(11~3月)

基準日に在職する職員に世帯区分、扶養親族の人数により支給
 (年額) 44,000円~116,800円

■期末勤勉手当の支給割合

(平成27年4月1日現在 単位:月分)

区 分		期末手当	勤勉手当	合計
増毛町	6月	1.225	0.750	1.975
	12月	1.375	0.750	2.125
	計	2.60	1.50	4.10
国	6月	1.225	0.750	1.975
	12月	1.375	0.750	2.125
	計	2.60	1.50	4.10

(注) 職務の段階や級などによる加算措置があります。

■特別職の給料・報酬(平成27年4月1日現在)

区 分	給料月額	期末手当			
町 長	680,000円	6月期分	1.975月分		
副 町 長	612,000円	12月期分	2.125月分		
教 育 長	564,000円	計	4.10月分		
議 長	243,000円	6月期分	1.975月分		
副 議 長	198,000円			12月期分	2.125月分
常任委員長	185,000円				
議 員	176,000円				

■退職手当の状況(平成27年4月1日現在 単位:月分)

区 分	増 毛 町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.44500	25.55625	20.44500	25.55625
勤続25年	29.14500	34.58250	29.14500	34.58250
勤続35年	41.32500	49.59000	41.32500	49.59000
最高限度	49.59000	49.59000	49.59000	49.59000
加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)、 在職区分に応じた調整額あり			



◇職員給与について◇

町職員の給料や各種手当は、国家公務員の給与水準を参考に「町職員の給与に関する条例」で定められています。

人件費に含まれている共済費は、町が負担している職員の医療保険や年金にかかる額のことをいいます。町では「北海道市町村職員共済組合」に加入しています。また退職金については「北海道市町村職員退職手当組合」に加入し負担金を納めています。退職金は、退職手当組合が支給します。

◇職員数について◇

平成27年4月1日現在の職員数は145名です。前年度と比較し2名の増員となっています。

今後も国の施策の動向や住民サービスのニーズを把握し、職員数の適正化に努めていきます。

☆詳しい内容やその他の情報を町HPでもご覧いただけます。

ご不明な点等がありましたら、役場総務課庶務係までお問い合わせください。(内線 215)

特集

安全で安心なまちづくりのために

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行

所有者に求められる空き家の適正管理

空き家の現状

適切な維持管理が行われず放置されているような空き家等は、放火や犯罪、ネコやキツネが棲みついたり、強風による屋根等の飛散など周囲にさまざまな悪影響を及ぼします。空き家等が原因で近隣や通行人等に損害を与えたケースも少なくありません。

少子高齢化による世帯数の減少が見込まれており、「世帯」が減っても、同時に家も解体されるとは限らず、空き家の数も増加傾向にあると言えます。

増毛町の空き家の状況

「空家等」

365棟

(住居、小屋、倉庫、工場等)

うち「特定空家等」に該当すると思われるもの

約80棟

(今年6月実施の実態調査に基づく)

特措法の施行

平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「特措法」という)が完全施行されました。

特措法では、「空家等の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」とされており、適切に管理されていない空き家等の所有者の方などに対して、市町村が現地確認を行った上で、必要に応じた指導や勧告、命令等を行います。

また、命令を履行しない場合、市町村は行政代執行することができますが、これにかかる経費は所有者等に請求することとなります。なお、命令に違反した場合は、50万円以下の罰則が適用される場合もあります。

「空き家」とは？

特措法によると、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう」と定義されています。

指導の対象となる

「特定空家等」とは？

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。





▲適正に管理されている空き家



▲「特定空家等」に該当する空き家

空き家を増やさないために

高齢化による転居や入院、施設入所等により長期間にわたり空き家にする場合は、

①隣近所に連絡先等を伝えましょう。

②建築の専門家に空き家等の管理を依頼しましょう。

③老朽の著しい建物については、建築の専門家や解体業者に相談し、解体処分を検討しましょう。

④土地、建物の売却をお考えの際は、役場企画財政課でおこな

ている「空き家・空き地情報」や不動産業者を活用しましょう

空き家相談Q&A

Q 空き家って何が問題なの？

A 空き家＝問題ということではありません。適正に管理されずに放置されると、空き家は老朽化が進行し、倒壊し周辺に迷惑をかけたたり、場合によっては人に危害を加える恐れもあります。また、使える空き家をそのままにしておくのは資産活用の点からも望ましくありません。転入者を受け入れたり、地域交流の場として有効に活用し、地域の

活性化につながることも可能です。

Q 危険な老朽空き家を行政で取り壊してもらうことはできないの？

A どんな空き家でも私有財産であり、危険だからといって行政が勝手に取り壊すことはできません。今回施行された特措法に基づき、適切に管理されていない老朽空き家(特定空家等)には、町から所有者に対し必要に応じた指導や勧告、命令等を行います。それでも命令を履行しない場合は、行政が取り壊し(行政代執行)、またその費用は所有者に請求されることになります。

ください。

Q 空き家を活用するには？

A 増毛町では空き家、空き地の有効活用により移住や定住の促進と地域の活性化を図る目的で、「空き家・空き地バンク制度」を実施し、町ホームページにて空き家、空き地を求めている方に情報を発信し、紹介しております。

詳しくは、役場企画財政課企画係までお問合せください。

電話53-11110

Q 相談先がわからないときは？

A 近隣に適切に管理されていない空き家が近所にあるお困りの方、町内に空き家をお持ちの方で、売却や改修についての相談先がわからない方は、役場町民課町民環境係へ(電話もしくは窓口)お問い合わせください。

電話53-11112

Q 解体費用の補助制度はあるの？

A 増毛町では、居住環境の整備と町並み景観の向上を図る目的で、住宅リフォーム等補助事業をおこなっております。住宅を解体した場合、産業廃棄物の処分費用の1/2(上限額が30万円)の補助が受けられます。詳しくは、役場建設課(電話53-11115)までお問い合わせ

記録をねらえ!

増毛町児童陸上競技記録会

雨で延期となり、7月10日(金)に、仕切り直して始まった第49回増毛町児童陸上競技記録会。この日は風もおだやかな素晴らしい晴天に恵まれ、絶好の競技日和となりました。

大会新記録も生まれ、会場の増毛小学校グラウンドは選手達の熱気と、応援に訪れた保護者などからのたくさんの方の声援につつまれました。なお、結果については左記の表の通りです。
※1位のみ掲載、敬称略

種目	選手名	学校名	記録	新記録
1年男子80m	一岡 太一	増毛	17秒4	
1年女子80m	丹保 莉奈	増毛	17秒2	
2年男子80m	工藤 奏人	増毛	14秒5	
2年女子80m	川崎 七夏	舎熊	15秒6	
3年男子100m	風間 壘	増毛	17秒4	
3年女子100m	大井 月星	増毛	18秒2	
4年男子100m	倉井 渉太郎	増毛	19秒3	
4年女子100m	佐野 智尋	増毛	17秒4	
5年男子100m	竹内 真平	増毛	17秒8	
5年女子100m	佐藤 葉月	増毛	17秒1	
	三國 桜華	増毛	17秒1	
6年男子100m	夏井 翔伍	増毛	15秒1	
6年女子100m	武田 萌花	増毛	16秒5	
5年男子1500m	三鹿 惇平	増毛	6分12秒2	
6年男子1500m	大井 来流	増毛	5分30秒1	○
5年女子800m	三國 楓華	増毛	3分16秒5	
6年女子800m	原田 雪花凜	増毛	3分20秒0	
4年男子走り幅跳び	林 慶輔	増毛	2 m56	
5年男子走り幅跳び	深味 海星	増毛	3 m28	
6年男子走り幅跳び	大井 来流	増毛	3 m65	
4年女子走り幅跳び	佐野 智尋	増毛	2 m64	
5年女子走り幅跳び	桂 美聖	増毛	3 m25	
6年女子走り幅跳び	棚橋 七海	増毛	2 m83	
4年男子ソフトボール投げ	石田 彪我	増毛	25m20	
5年男子ソフトボール投げ	三國 幸一郎	増毛	38m63	
6年男子ソフトボール投げ	夏井 翔伍	増毛	58m21	○
4年女子ソフトボール投げ	伊藤 彩葉	増毛	20m96	
5年女子ソフトボール投げ	三國 楓華	増毛	32m32	
6年女子ソフトボール投げ	又野 桃花	増毛	40m56	○



① 3年男子100m走でトップでゴールをした風間 壘くん ② 1年女子80m走スタートの様子 ③ 5年男子ソフトボール投げで気合いで優勝を決めた三國幸一郎くん ④ 今大会で一番の距離を跳んだ大井来流くん ⑤ きれいなフォームで距離を伸ばした佐野智尋さん ⑥ 元気いっばいに選手宣誓をした棚橋瑠菜さん

増毛の少年よ、大志を抱け！

6月30日(火)、増毛漁業協同組合青年部から増毛水泳少年団に対して、現金が寄附されました。

同青年部では、平成22年から、「漁師の力酒」を販売した収益金で町内小学校や少年団などに、備品の寄贈や現金の寄附などを行っておりです。

この日は部長の西村人詞さんと副部長の北島福太郎さんが、水泳少年団の練習会場である温水プールを訪

れ、団長の渋谷宗太郎くん、副団長の齋藤光くんに手渡ししました。

「ありがとうございます。チームTシャツ購入費用として使わせていただきませう。」と渋谷団長が笑顔でお礼を述べていました。

増毛町の子どもたちに充実した活動を行ってほしいと、今後もこの活動を続けていきたいとのことでした。



清潔なまちにしよう！

7月9日、14日にそれぞれ「全町クリーン作戦」が実施されました。

町内小中学校、増毛幼稚園、あつぷる保育所の子どもたちと、さくらコミュニティ会員をはじめ、地域の方々が連携して町内の清掃活動を行い、たくさんのごみを集めていました。

また、この取組には毎年増毛町建設協会が地域貢献の一環として、ごみの処分場への運搬作業を担い、さ

らには参加者へ飲料を提供するなどの協力をしていきます。



広報マンが行く!!

vol.3



「月刊ダイバー」誌が増毛町の海岸取材しました。

女優・タレントで元AKB48メンバーの秋元才加さんも誌面のモデルとして来町されると聞いた広報マンは、現場に急行。浜の現状などについての取材ということで、昆布の様子や海岸線の状況などを確認しながら取材が進んでいきました。また、約10年前に磯焼け対策として、増毛町漁業協同組合と現新日鉄住金が協力して町の一部の浜に埋設した鉄鋼スラグを利用した施肥ユニットの成果などについても、取り上げられている様子でした。



「浜の再生なくして、増毛町の未来はない」と同行した漁組関係者が広報マンにつぶやきましたが、広報マンは秋元さんの撮影に夢中。浜の状況を思慮するよりも、美人の芸能人に見とれてしまう広報マンでありました…。詳しい中身については9月10日発売の「月刊ダイバー 10月号」に掲載予定とのこと。

次はあなたのところに取材に行きます。信じるか信じないかはあなた次第です…！



試験

留萌管内町村職員
採用試験

採用試験

増毛町では、平成28年度において一般事務職員1名(初級)を採用する予定です。採用を希望される方は、左記の日程で行われる職員資格試験を受験してください。

■受付期間

9月8日(火)まで

■一次試験日

10月18日(日)

■試験地 小平町

詳しくは増毛町役場総務課に試験案内を請求するか、町HPを閲覧してください。
 園総務課・庶務係
 (電話 5311111)

平成27年度
自衛官採用試験

自衛隊旭川地方協力本部では、自衛官採用試験を次のとおり行います。

【自衛官候補生(男子)】

■受験資格

18歳以上27歳未満

■受付期間

年間通じて行っています。

■試験日

受付時にお知らせします。

■試験地 留萌市

■入隊

平成28年3月下旬～
4月上旬

【自衛官候補生(女子)】

■受験資格

18歳以上27歳未満

■受付期間

8月1日(土)～
9月8日(火)

■試験日

9月25日(金)～29日(火)
のいずれか一日

■試験地 旭川市

■入隊

平成28年3月下旬～
4月上旬

【一般曹候補生】

■受験資格

18歳以上27歳未満

■受付期間

8月1日(土)～
9月8日(火)

■試験日

一次試験

9月18日(金)・29日(火)
のいずれか一日

・二次試験

10月8日(木)～14日(水)

■試験地 留萌市

■入隊

平成28年3月下旬～
4月上旬

※航空学生、看護学生、防衛大学生の試験は、次の問合せ先まで連絡願います。

園自衛隊旭川地方協力本部

留萌地域事務所

(電話 4214650)

排水設備工事責任技
術者試験

町では、公共下水道排水設備指定工事店の資格要件に排水設備工事責任技術者制度を導入し、次のとおり全道統一試験を行います。

なお、既に登録している方は、受験の必要はありません。

■名称

平成27年度北海道排水設備工事責任技術者試験
 (北海道地方下水道協会に委託して実施します)

■試験日

10月21日(水)

13:30～

■試験会場

旭川市民文化会館

(旭川市7条通9丁目)

■受験料 5,000円

■受付期間

8月24日(月)～
9月2日(水)

※土日祝日は除く

■その他

試験用問題集・テキストが販売されています。

(任意購入) 必要な方は

左記までお問合せください。

【注文先】

公益社団法人 日本下水道協会 総務課図書係

電話031620610

251

HPアドレス

<http://www.jswa.jp/publications/books>

※試験前講習会はありません

園上下水道課・下水道係

(電話 5311152)

内線123)

募集

町立明和園臨時職員
(介護員)

募集人員

養護・特養 複数名

■応募資格

年齢18歳以上

※無資格可、介護福祉士及び介護職員初任者研修了以上の方歓迎

■勤務時間

早出 7時30分～
16時00分
遅出 9時30分～
18時00分
夜勤 16時15分～
翌日9時15分

■勤務形態

1、フルタイム職員
早出・遅出・夜勤の3交代制の勤務

2、日勤職員

早出・遅出の日勤2交替制の勤務

3、パート職員

勤務日数や勤務時間を、あなたの都合に合わせて調整した勤務(応相談)

■賃金

フルタイム・日勤職員
月額134,200円以上
パート職員

・時給 820円

・日給 6,400円

※資格・経験年数による

■手当

※勤務形態により手当の内容が異なります

介護職員初任者研修の資格取得費用の一部助成有

■採用期日

採用決定後、速やかに採用(応相談)

■申込方法

採用決定まで随時受付。
履歴書に有資格者は証明書の写しを添えて、明和園に提出願います。(郵送可)

■増毛町立明和園

(電話 53-1601)

増毛町立増毛(あっぱる)保育所臨時保育士募集

次のとおり臨時保育士を募集しますので、希望される方は福祉厚生課(健康一

番館内)に履歴書等を提出してください。

■募集人員

臨時保育士 1名

■応募資格

原則、保育士の資格を有する60歳未満の方、増毛町に在住又は通勤可能な方。但し、無資格者であってもご相談いたしますが、有資格者を優先します。

■賃金

日額6,400円以上
(有資格者の場合)

※無資格者は要相談

■採用期日

平成27年9月1日

■勤務条件

8時30分～16時45分
※その他の条件及び無資格者はお問い合わせください。

■申込方法

平成27年8月21日(金)までに履歴書と保育士証の写し(有資格者のみ)を提出してください。(郵送可)

■福祉厚生課・民生係

(電話 53-3111)

増毛町臨時職員募集

次のとおり臨時職員を募集しますので、希望される方は総務課庶務係に履歴書を提出してください。

■募集人員

臨時職員 1名

■応募資格

町内に在住の方

■賃金

日額6,000円以上

■採用期日

平成27年9月1日

■勤務内容

一般事務の補助

■申込方法

平成27年8月25日(火)までに総務課庶務係に履歴書を提出願います。

■総務課・庶務係

(電話 53-1111)

お知らせ

岩尾温泉あつたまゝる行き無料送迎バス 運休のお知らせ

いつも岩尾温泉あつたまゝるをご利用いただきまし

てありがとうございます。

お盆のため8月14日(金)の無料送迎バスはお休みさせていただきます。

■町商工観光課

(電話 53-3332)

平成27年度市街地区敬老会の開催時期について

市街地区の敬老会は、例年、9月中旬に開催しておりますが、今年度は会場となる町文化センター大ホール改修により、時期を変更して11月25日(水)に町文化センター大ホールで開催する予定でありますので、予めお知らせいたします。なお、対象となる方には、開催日前にハガキでご案内をいたします。

■福祉厚生課・民生係

(電話 53-3111)

■日曜当番医 (留萌市)

【8月9日】

■整形外科稲垣医院

(幸町3丁目)

電話 43-3311

新着本案内

中高年の安全登山のすすめ

八嶋 寛(やしま ひろし) 著

歩き方の解説から装備品のあれこれ、道に迷わない方法、転落しない方法、強風や雨、雪崩、雷などから身を守る方法を細かく教えます。遭難した事を想定した対応方法も示された本です。



ぴよちゃんのおつかい

いりやま さとし 著

はじめて、おつかいに行くぴよちゃん。ピヨピヨ、てくてく、とことこ歩いていくと、しげみのむこうにだれかがいます。いろいろなハプニングも楽しい、ドキドキわくわく、しかけいっぱい絵本。



■総合交流促進施設元陣屋 (電話 53-3522)

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金について

平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和する観点から、国が実施する臨時的な給付措置として、今年度も「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が給付されます。

増毛町での申請手続きなどの詳細につきましては、「広報ましけ9月号折込チラシ」等でお知らせします。

なお、給付の対象となるのは、以下に記載する要件に該当する方々です。

■臨時福祉給付金

支給対象者 平成27年度分の住民税が課税されていない方です（※）

※ただし、生活保護の受給者である場合と住民税課税されている方に扶養されている場合を除きます。

支給額 1人につき6,000円

■子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者 平成27年6月分の児童手当を支給される方

支給額 対象児童1人につき3,000円

◆お問い合わせ 福祉厚生課民生係(健康一番館内) 電話53-3111
厚生労働省専用ダイヤル 0570-037-192



マーシーの年金相談(番外編2)

「年金情報流出」Q&A



Q 今回の不正アクセスにより、私の年金そのものがなくなったり、減つてしまうことはないのですか？

A 今回の不正アクセスにより、皆さまの年金そのものがなくなったり、減つたりすることはありません。皆さまへの年金支払いの基となる年金記録を管理するシステムからの情報の流出や年金記録の改ざんは確認されていません。

なお、流出した基礎年金番号は、新しい番号に変更されます。番号が変わっても、皆さまの他の年金記録は変わりません。

Q 流出した情報を使い、他人がなりすますことで、私の年金が横取りされることはないのですか？

A 横取りにより、皆さまの年金が支払われなくなることはありません。年金はご本人に確実に支払われます。年金はご本人名義の口座に振り込まれます。流出した情報を使い、他人が年金の振込先を変更することはできません。(振込先を変更するためには、金融機関の証明印やご本人の預金通帳の写しなどにより、日本年金機構がご本人の口座であることを確認します)。

Q 年金の支払いに滞りはいませんか？

A 年金の支払いが滞ることはありません。万が一、支給日の15日を過ぎても支払いがない場合には、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構 専用電話窓口(コールセンター)

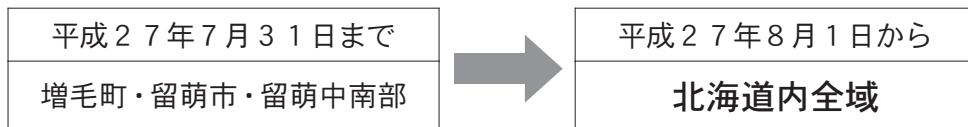
0120-81-8211

(受付時間 8時30分~21時00分)

＝ 乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方へ ＝

8月1日から北海道全域で受給者証を使えるようになります

受給者証を使えるところ



医療機関窓口での一時払い（自己負担）が軽減されます。

旭川や深川などの医療機関でも、受給者証の提示で助成が受けられるようになります。

「子ども医療費助成事業（商工会商品券での助成）」は役場での手続きが必要です。
領収書・印鑑・保険証を持参して保険年金係（③番窓口）までお越し下さい。

生活場面の事故事例

くキッチン・ダイニング編く

製品事故の発生場所を調べてみると、家の中ではキッチン・ダイニングなどが多くなっています。今回は過去に起こった火災事例を紹介します。

魚焼きグリル 清掃不足で『油污れ』から発火

◆使用中のガスこんろのグリル排気部から出火する火災が発生した。

なぜ？・・・ガスこんろのグリル庫内に残った油脂に、グリル庫内の火が燃え移った為、グリルが過熱されて火災に至ったものです。

ポイント

グリル内は、魚などの汚れが残らないように日頃から手入れしましょう。

カセットボンベ ガス抜き中に爆発

◆住宅から出火して全焼し、一人が死亡した。

なぜ？・・・台所でカセットこんろ用カセットボンベ10数本のガス抜きを行った際、滞留したガスに引火爆発し火災に至ったものです。

ポイント

カセットボンベや可燃性のスプレー缶は中身のガスを使い切ってから捨ててください。ボンベを振ってシャカシャカ音がしたらガスが残っています。火が消えるまで使ってから捨てましょう。ガス抜きは屋外で行ってください。廃棄は増毛町の処理方法に従ってください。



【増毛町消防本部 予防課 53・2175】

《この欄は、有料で商業広告等を掲載しています。》

ペットの火葬は

留萌ペット霊苑協会でお引き受けいたします！
会員でなくてもペットの最後を当霊苑で

ペット合同慰霊祭は
年一度7月末日に
開催いたします

＜連絡先＞

留萌市内取次店 島田商店
現地受付 行徳石材店
片山

留萌市南町2丁目
電話 42-0425
電話 42-0847
電話 080-5595-5929

あっ！災害だ！！いざというときは！



9月1日は「防災の日」、8月30日～9月5日は「防災週間」です

～日頃からの家庭での準備～

まさかのためのしっかり対策。日頃から非常持ち出し品の準備と連絡先・避難先の確認をすることが、「あわてず落ち着いて」対処するカギです。いつおそってくるかわからない、あらゆる災害に備えて日頃から家族会議を開いて、話し合っておきましょう。

備蓄品の例

- 飲料水 一人1日3リットルを目安に、3日分を用意
- 食品 ビスケット、板チョコ、乾パンなど、一人最低3日分の食料を備蓄しておきましょう。
- 下着、衣類
- トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど
- マッチ、ろうそく、カセットこんろ



▲あっふる保育所避難訓練の様子



▲暑寒大学「火災予防と地震への対処について」講演の様子

非常持ち出し品の例

- 飲料水・食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- 貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
- 救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
- ヘルメット、防災ずきん、マスク
- 軍手、懐中電灯、衣類、下着、毛布、タオル
- 携帯ラジオ、予備電池、使い捨てカイロ
- ウェットティッシュ、洗面用具

9月1日(火) 午前10時から

全町防災訓練を行います

防災行政無線で＜緊急地震速報と津波警報＞を放送

北海道シェイクアウトが行われる9月1日に合わせ、全町防災訓練を行います。大規模な地震の発生を想定し、その揺れが収まるまでの間、自分の身を守るための行動訓練を行います。

訓練の実施につきましては、防災行政無線の定時放送により数日前からお知らせしますが、訓練当日も臨時放送しますので皆さまのご協力をよろしくお願いします。

人の動き

7月1日～7月31日届出分

7月末 人口と世帯

人口 4,718 人 (-14)
男 2,170 人 (-4)
女 2,548 人 (-10)
世帯 2,395 世帯 (-5)

()は前月との増減

町税の納期について

**町道民税(第2期)
国民健康保険税(第2期)
8月31日(月)**

閩 税務課・税務係 (電話 53-1114)

増毛町内

フォトコンテスト



作品募集中!!

応募締切：9月17日(木)

詳しくは「広報ましけ7月号22ページ」、または「増毛町ホームページ」をご覧ください。

■ご厚志ありがとうございます■

◆各自治会等へ(現金) (受付順)

○寄附として

・北川 一さん(南永寿町) 20-2自治会へ

○香典の一部から

・工藤 純さん(信砂)

・吉田智学さん(別荘)

4区自治会へ
34区自治会・44区自治会へ

◆増毛町社会福祉協議会へ(現金)

○社会福祉に

・柿沼勇吉さん(永寿町)

・柿沼照子さん(永寿町)

○ピアパーティ収益金の一部から

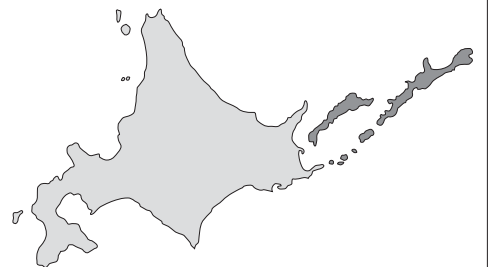
・増毛軟式野球連盟主催チャリティピアパーティ実行委員会

【9月号への掲載希望 8月20日(木)まで】

閩町民課・町民環境係(電話 53-1112)

8月は「北方領土返還要求運動強化月間」です

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島は、私たちの先人が開拓したわが国固有の領土です。一日も早い北方領土問題解決のため、国の外交交渉を積極的に後押しする立場から、毎年8月を「北方領土返還要求運動強調月間」として、道内各地で重点的に返還要求運動を実施します。



健康・暮らし・環境カレンダー

8/5(水)	●広報ましけ8月号発行 ペット プラ	22(土)	
6(木)	●どろんこクラブ 10:00~11:30 健康一番館 生	23(日)	●こどもシアター 13:30~ 元陣屋
7(金)	不燃 か・び	24(月)	●町民健康相談 9:00~11:30 健康一番館 生 粗大
8(土)	●第28回増毛リトルカップサッカー大会 10:20~ リバーサイドパーク	25(火)	●定例行政相談所開設 10:00~12:00 文化センター ●ヒブ・小児肺炎球菌予防接種 13:30~14:00 市街診療所 可燃 資源1
9(日)	●第28回増毛リトルカップサッカー大会 9:00~ リバーサイドパーク ●こどもシアター 13:30~ 元陣屋	26(水)	ペット プラ
10(月)	生	27(木)	生 資源2
11(火)	可燃 資源1	28(金)	●親子遊びの広場(外遊び) 9:30~11:00 リバーサイドパーク ●献血車「ひまわり号」巡回 10:30~16:00 町内 不燃 か・び
12(水)	ペット プラ	29(土)	●乳がん検診(個別通知) 健康一番館
13(木)	●どろんこクラブ 10:00~11:30 健康一番館 生 資源2	30(日)	
14(金)	不燃 か・び	31(月)	●介護予防教室(①10:00~12:00、②13:30~15:30) 健康一番館 生
15(土)	●おはなしポトフ・セレクション 13:30~ 元陣屋	1(火)	●BCG・麻疹風疹予防接種 13:30~14:00 市街診療所 ●こころの健康相談 15:00~17:00 留萌保健所 可燃
16(日)		9/2(水)	●乳児健診(個別通知) 健康一番館 ペット プラ
17(月)	生 木	3(木)	●どろんこクラブ 10:00~11:30 健康一番館 生
18(火)	●四種混合・水痘予防接種 13:30~14:00 市街診療所 可燃	4(金)	不燃 か・び
19(水)	●増毛町戦没者追悼式 13:00~ 文化センター ペット プラ	5(土)	●総合健診(個別通知) 旭川がん検診センター
20(木)	●乳幼児相談 9:30~11:30 健康一番館 ●ベビーマッサージ教室 10:00~11:00 健康一番館 生 金属・危険	6(日)	
21(金)	●小笠原丸殉難者慰霊祭 10:00~ 慰霊碑前 ●なかよクラブ 10:00~12:30 リバーサイドパーク 粗大ごみ申込受付最終日 不燃 か・び	7(月)	●広報ましけ9月号発行 生

家庭ごみの収集日について

マの 見方	生	生ごみ	可燃	可燃系埋立ごみ	不燃	不燃系埋立ごみ	プラ	プラ製容器	ペット	ペットボトル
	か・び	かん、びん	木	木くず	金属・危険	金属類、危険ごみ	粗大	粗大ごみ		
	資源1	紙製容器、雑がみ、白色トレイ、発泡スチロール	資源2	新聞・チラシ類、雑誌、ダンボール、紙パック						

粗大ごみの収集について(毎月第4月曜日) 留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)

- 1回の収集につき5点までしか出すことができません。粗大ごみ収集の申込は9:00~17:00(受付最終日は15:00)までに、留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)に電話申込してください。その際にステーション番号を忘れずに伝えてください。
※「ごみ分別ハンドブック」では、申込は2日前の15:00までとなっていますが、増毛町の場合は、3日前(休日の場合、その前日)の15:00までとなります。
- ごみ袋販売店にて粗大ごみ処理券を購入し、当該粗大ごみに貼り付け、収集日の9:00までにごみステーション横又は自宅前に出してください。